

多摩区健康フェスタ実行委員会設置要領

(目的)

第1条 健康に関する情報発信や体験、活動団体の紹介によって、住民の健康づくりへの意識向上を図り、健康づくりというテーマを通じて、幅広い世代が交流する場を提供し、地域でのつながり、支えあいについて考える機会とすることを目的として、多摩区健康フェスタ実行委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、前条の趣旨を達成するために、事業の企画、検討及び実施を行う。

(組織)

第3条 委員会は、第1条の趣旨に賛同し健康フェスタに参加希望を示した、区内で活動する福祉・医療関係団体、市民グループ、個人等をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会委員の任期は、当該年度の期間の内、第1回実行委員会を立ち上げた日から当該年度の最終日3月31日までとする。

(委員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

実行委員長 1名

副実行委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

3 実行委員長(以下「委員長」という。)は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

4 副実行委員長(以下「副委員長」という。)は、委員長を補佐し委員長に事故あり、職務を遂行することができなくなったときには、あらかじめ委員長の指名した順序により、その職務を代行するものとする。

(会議の召集)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(事務局)

第7条 事務局は、その事務を円滑に処理するため、多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課内（川崎市多摩区登戸1775-1）に置く。

附則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。